

栃木市景観重要建造物等保全補助金交付要綱

●景観重要建造物等における補助内容

区分	補助事業		補助金の額
	名称	摘要	
景観重要建造物	景観重要建造物保全事業	景観重要建造物の外観を保全するために必要な事業	500万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
	景観重要建造物保存事業	倒壊のおそれがある景観重要建造物を保存するために必要な事業	100万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
景観重要樹木	景観重要樹木保全事業	景観重要樹木の樹容を保全するために必要な事業	50万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額
	景観重要樹木保存事業	枯損のおそれがある景観重要樹木を保存するために必要な事業	50万円を限度とし、補助事業に要する経費の3分の2以内の額

備考 限度額には消費税及び地方消費税相当額を含む。